

事後審査型一般競争入札 入札説明書
(建設工事)

事後審査型一般競争入札については、関係法令及び工事ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

公告に定めるもののほか、以下のとおりとする。

(1) 電子入札

本工事は、入札を甲賀市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う工事である。また、電子入札システムにおいて添付又は送信するアプリケーション、ファイル形式については以下のものとし、これら以外のアプリケーション、ファイル形式の使用が判明し、入札執行者が読み取り不可能な場合、入札は無効とする。

ア Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

イ Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの

ウ Adobe Acrobat 形式（拡張子が.pdf）で保存されるもの

エ その他入札執行者が必要と認めたもの

(2) 契約後V E方式の有無

契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式は採用しない。

2 競争参加資格

競争参加希望者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 業者区分

業者区分とは、甲賀市建設工事入札参加資格審査申請の申請書（以下「指名願」という。）に記載した、該当する地域に登録された本社、本店、支店又は営業所を有すること。なお、公告において市内業者と記載がある場合は「甲賀市内に本社・本店を有する者」、準市内業者と記載がある場合は「甲賀市内に支店・営業所を有する者」、また市外業者と記載がある場合は「甲賀市外に本社、支店又は営業所を有する者」を指す。

(2) 入札参加希望業種

入札参加希望業種とは、指名願に記載した入札参加希望業種であり、この公告で定める場合は、該当する入札参加希望業種が指名願に登録している業種であること。

(3) 許可建設工事の種類

許可建設工事の種類とは、指名願に記載した対応許可業種であり、この公告で定める場合は、該当する対応許可業種が指名願に記載されていること。

(4) 許可建設工事に係る総合評点値（P）と、甲賀市主観点数の合計点

許可建設工事に係る総合評点値（P）と、甲賀市主観点数の合計点とは、指名願に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、本工事の許可建設工事の種類に係る総合評定値P（客観点数）と甲賀市が通知した主観点数の合計点を満たすこと。

(5) 許可建設工事の種類に係る完成工事高の平均

許可建設工事の種類に係る完成工事高の平均とは、指名願に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、本工事の許可建設工事の種類に係る完成工事高の2年平均又は3

年平均が公告に記載の金額を満たすこと。

(6) 同種工事の施工実績

この公告で定める場合は、該当する施工実績要件を満たすこと。また、この要件を定める場合は、入札参加者は、この要件を満たすことを証するため、工事名、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要及び発注者・受注者の押印が確認できる資料又は工事实績情報システム（CORINS）の登録内容が確認できる書類の写しを入札書の提出期間に入札執行者に持参で提出又はファクシミリで送信するものとする。

(7) 技術者の配置

技術者の配置とは、建設業法第26条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者であり、入札参加者はあらかじめ本工事に配置する技術者を決定しておかなければならない。この場合の技術者は、請負代金の額が4,500万円（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円）以上の建設工事については現場ごとに専任のものでなければならない。なお配置する技術者は建設工事入札参加資格審査申請書の技術者報告書に記載された技術者でなければならない。

(8) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(i)から(v)の要件に該当する者でないこと。

(i) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(ii) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(iii) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(iv) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(v) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ウ 公告の日から落札決定の日までの期間に甲賀市建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ この公告に定める本工事に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

3 公告及び設計図書等に対する質問及び回答

公告及び設計図書等に対する質問がある場合は、持参、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。FAX番号は0748-63-4627、メールアドレスはkoka10116500@city.koka.lg.jp）により提出すること。受付場所及び受付期間は公告のとおりとする。また、質問に対する回答は、公告に定める期間において入札情報公開システムにより閲覧に供するものとする。

4 確認資料

(1) 提出書類等

入札参加希望者は、次の書類をウイルスチェックの後、5（3）に定める見積内訳書とともに入札書に添付して電子入札システムにより送信すること。提出期間等については、公告のとおりとする。なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

ア 配置予定技術者届出書

同一日に行われる複数の入札案件に、同一人の配置予定技術者等で入札参加することは可能であ

るが、先に落札した案件があった時点で、その後の入札は無効又は辞退届が提出された場合は辞退とする。様式は、甲賀市入札情報公開システム（以下、「入札情報公開システム」という。）により発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。なお、配置予定技術者届の商号又は名称等の必要事項に記載誤りや記載漏れがある場合は、甲賀市財務規則第121条に該当するものとし、その者の入札を無効とする。

（２）確認資料の持参による提出又はファクシミリによる送信

この公告において、確認資料を持参による提出又はファクシミリによる送信を求めた場合は、入札書の提出期間内に指定の場所に提出すること。なお、ファクシミリにより送信する場合は、提出先に着信確認を行うこと。

５ 入札手続

入札については、公告に定めるほか甲賀市財務規則、甲賀市建設工事執行規則、甲賀市建設工事等電子入札実施要領及び甲賀市建設工事等入札執行要領により執行する。

（１）入札執行回数

３回を限度とする。

（２）入札方法

公告に定める期間に電子入札システムにより送信すること。紙入札への切り替えについては（６）に詳細を記載する。なお、郵便入札は認めない。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税相当額を除いた金額を入札書に記入すること。

（３）見積内訳書

見積内訳書は、入札情報公開システムからダウンロードできるので、入札書と同時に見積内訳書を送信又は提出すること。見積内訳書は、発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。なお、見積内訳書を送信する場合は、見積内訳書のウイルスチェックをした後に添付すること。

見積内訳書の確認は、落札候補者についてのみ行う。入札を紙入札により行った場合は、全ての紙入札者について提出されたことの確認及び必要事項の記入・押印の確認を行う（検算は行わない）。

見積内訳書の添付の際には、４に定める確認資料の添付も併せて行うこと。

確認の結果、下記の項目に該当した場合は、失格又は無効とする。

ア 見積内訳書の送信又は提出がない場合

イ 入札書記載金額と見積内訳書記載金額が一致していない場合

ウ 見積内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合

エ 見積内訳書に商号又は名称の必要事項の記入が無い場合（入札を紙入札により行う場合は押印も必要）

オ 見積内訳書の金額に加除訂正がある場合（紙入札時）

カ 見積内容が適当でない場合

（４）予定価格超過による再度の入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合は、再度の入札を行う。再度の入札の該当者には、再入札通知書を電子入札システム又はファクシミリにより通知する。なお、この通知は、仮に再度の入札への参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、再度の入札の開札後に落札

候補者についてのみ行う。

イ 再度の入札の日程は、再入札通知書に記載する。

ウ 再度の入札の場合は、見積内訳書及び確認資料（以下、「確認資料等」という。）の提出は不要とする。ただし、再度の入札において落札候補者となった場合は、1 回目の入札時に提出した見積内訳書を確認することとし、（3）に該当した場合は、失格又は無効とする。

エ 失格又は無効となった者は、再度の入札に参加することはできない。

（5）入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 甲賀市財務規則第 121 条の規定に該当する入札

イ 確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 甲賀市建設工事等入札執行要領に違反した入札

（6）紙入札への切り替え

甲賀市建設工事等電子入札実施要領第 14 条第 2 項のいずれかに該当するため電子入札システムが利用できなくなった者は、速やかに紙入札参加届出書を持参により提出し、紙による入札書及び確認資料等の提出を行うことができる。また、紙入札参加届出書、入札書及び確認資料等は同時に提出できるものとする。なお、提出日時及び提出場所については、公告のとおりとする。

ア 紙入札参加届出書

入札を紙入札により行おうとする場合は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を持参により提出すること。なお、紙入札参加届出書の提出は、入札受付期間内であれば入札書の提出と同時でも可とするが、入札書等を封緘する封筒の中には入れてはならない。

イ 紙入札の提出

紙入札参加届出書を提出した者の入札書及び確認資料等の提出は、持参により行うこと。この場合において、入札書等は「（工事等の名称）入札書在中」と記載した封筒に入札書及び見積内訳書を封緘し、提出すること。入札書に記載する入札日は、入札書受付期間内の日付を記入すること。受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

（7）開札

開札は、公告に定める日時場所において、開札処理を行うものとする。また、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出された 3 桁の番号（くじ番号）を基礎としてくじ引きを行い、紙入札により入札書を提出した者であって、くじ番号を記載しなかった者のくじ番号は、「000」を選択したものとする。

（8）落札決定の保留

開札後に（9）の競争参加資格の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

（9）競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を失格又は無効とする。また、競争参加資格がないと認められた者は、市長に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、落札決定の日の翌日から換算して市の休日を除く 3 日以内に持参により提出すること。

この説明要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、その理由を書面により回答するものとする。

6 その他

(1) 契約保証金

ア 公告で「要」と定める場合

落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する保証事業会社又は金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結又は債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、入札の結果、請負代金額が200万円未満になった場合は、免除とすることがある。

イ 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(2) 契約の締結

落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

ア 2（8）ア又はイの要件を満たさなくなった場合

イ 甲賀市建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

(3) 支払条件

ア 公告において、前金払、中間前金払又は部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が200万円未満になったときは前金払、中間前金払又は部分払を行わない。

イ 中間前金払の取り扱いは「甲賀市建設工事中間前金払取扱要領」による。

(4) 現場説明会

行わない。

(5) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

確認資料に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

(6) 電子入札の利用時間

電子入札の利用時間は、甲賀市の休日を定める条例に規定する市の休日を除くものとし、次の時間帯とする。

ア 電子入札システム 平日 午前8時30分から午後 8時00分まで

イ 入札情報公開システム 平日 午前6時00分から午後11時00分まで

以 上